

令和8年4月17日

農業者の皆様へ

大阪府環境農林水産部農政室推進課長

「令和8年度経営所得安定対策のご案内（未定稿）」の内容訂正について

日頃から、大阪農政の推進に御理解・御協力いただきありがとうございます。

大阪府が交野市農業再生協議会に配布した「令和8年度経営所得安定対策のご案内」の交付メニューの内容に下記のとおり一部誤りがあることが判明しましたので、お詫びするとともに下記の通り訂正させていただきます。

記

■修正内容

・「令和8年度経営所得安定対策のご案内」チラシ 1ページ目

→表の対象作物①の要件等に「⑤」の記載の抜け落ち。

※正しくは、これまでと変更なく地産地消作物と地域振興作物は重複受給不可です。

<修正前>

対象作物	要件等	交付単価
① 地産地消作物 (高収益作物)	令和8年度中に、出荷・販売していること (戦略作物*1・たけのこ・そば・②、③、④の対象作物を除く)	7,000円/10a

<修正後>

対象作物	要件等	交付単価
① 地産地消作物 (高収益作物)	令和8年度中に、出荷・販売していること (戦略作物*1・たけのこ・そば・②、③、④、⑤の対象作物を除く)	7,000円/10a

不明な点がありましたら、以下の問い合わせ先まで御連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

大阪府環境農林水産部農政室推進課 経営所得安定対策担当

電話 06-6210-9594